

監第272号
令和8年（2026年）7月31日

各発注機関の長 様

土 木 部 長

令和8年熊本地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（通知）

このことについて、令和8年（2026年）7月30日付け国不建第49号で、国土交通省不動産・建設経済局土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり送付がありましたので、お知らせします。

つきましては、応急復旧工事等（調査、設計、測量等の業務を含む。）について、適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

【通知概要】

1 工事の一時中止について

（1）施工できなくなった工事に係る一時中止命令

今般の災害により施工できなくなった工事について、各発注機関において、的確に工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

（2）当面の災害応急対策を優先して行うための工事一時中止命令

被災していない施工中の工事の施工会社について、被災地における優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示するようお願いいたします。

2 応急復旧工事等に係る前金払（中間前金払）の推進について

（1）前金払（中間前金払）の適切な実施

前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

（2）前払金保証の事務処理の迅速化・弾力化

前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ急を要する場合には、保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付することとされているので、協力をお願いします。

監理課建設業班 担当 瀬口 電話 096-333-2485（直通） 県庁内線 53064
